

<参考資料>

改正法において、政省令等において定めることとされている事項一覧

事項	条項	法律の規定	第3回資金運用 部会提出資料
経営委員会・ 監査委員会 関係	5条の3 1項1号	リ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして厚生労働省令で定める事項 ヌ 管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備	
	5条の5第2項	委員長は、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。	
再就職に関する 規制関係	15条1項	管理運用法人の役員又は職員（中略）は、通則法第五十条の四第一項及び第六項に定めるもののほか、金融事業者に対し、他の管理運用法人役職員をその離職後に、若しくは管理運用法人役職員であった者を、当該金融事業者若しくはその子法人（当該金融事業者に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該他の管理運用法人役職員若しくは当該管理運用法人役職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の管理運用法人役職員をその離職後に、若しくは当該管理運用法人役職員であった者を、当該金融事業者若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。	
	16条1項	管理運用法人役職員は、通則法第五十条の五に定めるもののほか、利害関係金融事業者（金融事業者のうち管理運用法人役職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。中略）に対し、離職後に当該利害関係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。	
	16条2項	二 管理運用法人役職員のうち、管理運用法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として厚生労働省令で定めるものに就いている職員が行う場合 三 管理運用法人役職員が利害関係金融事業者に対し、当該利害関係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、理事長の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係金融事業者に対して行う場合	
	17条1項	管理運用法人役職員であった者であって離職後に金融事業者の地位に就いている者（中略）は、離職前五年間に在職していた管理運用法人の内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務（中略）であって離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。	
	17条2項	前項に定めるもののほか、金融事業者再就職者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該地位に就いていた時に在職していた内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務であって離職した日の五年前の日より前の職務（中略）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。	
	17条4項	前三項の規定は、金融事業者再就職者が管理運用法人の役員又は職員に対し、契約事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、理事長の承認を得て、金融事業者再就職者が当該承認に係る役員又は職員に対し、当該承認に係る契約事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合には、適用しない。	
	17条5項	管理運用法人役職員は、通則法第五十条の六に定めるもののほか、前項に規定する場合を除き、金融事業者再就職者から第一項から第三項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、理事長にその旨を届け出なければならない。	
	17条の2	管理運用法人役職員であった者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに就いていた者（退職手当通算予定役職員であった者であって引き続いて退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。）は、離職後二年間、金融事業者の地位に就いた場合は、通則法第五十条の七第一項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となった場合その他政令で定める場合を除き、理事長にその旨を届け出なければならない。	
運用関係 （デリバティブ）	21条1項	八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引を成立させることができる権利であって政令で定めるものをいう。）の取得又は付与（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。） 九 第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であって政令で定めるもの（第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。）	
情報開示	5条の7	委員長は、経営委員会の定めるところにより、第五条の三第一項第一号に規定する事項を議事とする会議の議事録その他厚生労働省令で定める書類を作成し、厚生労働省令で定める期間の経過後に、公表しなければならない。	
	26条2項	管理運用法人は、厚生労働省令で定める期間ごとに、年金積立金の運用の実績その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。	
その他	7条3項	管理運用業務担当理事は、管理運用業務のうち厚生労働大臣の定めるものについて、理事長の定めるところにより、管理運用法人を代表し、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。	

役職員に対する再就職規制に関する比較

第3回資金運用

部会提出資料

改正GPIF法による

規制

項目

独立行政法人(中期目標管理法人)への規制

国家公務員法による
規制

他の役職員
についての
依頼等の
規制

役職員が、密接関係法人等(法人と密接な関係を有する営利企業等)に対して、他の役職員等を再就職させることを目的に、
(A)被あっせん者の情報提供
(B)再就職先の情報提供の依頼
(C)再就職の要求又は依頼
することを禁止

営利企業等に対する左記の行為が禁止

独立行政法人への規制に加え、金融事業者に対する(A)(B)(C)の行為が禁止

在職中の
求職規制

役職員が、法令等違反行為(法令等に違反する業務上の行為)に関連して、営利企業等に対し、再就職の要求又は依頼することを禁止

利害関係企業等(利害関係を有する営利企業等)に対する(A(自己の情報提供))(B)(C)の行為が原則禁止

独立行政法人への規制に加え、利害関係金融事業者に対する(A)(B)(C)の行為が原則禁止

再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出

・法人の業務に係る法令等違反行為の働きかけに限定した上で、再就職者への規制ではなく、法人の役職員に対し、働きかけを受けた旨の理事長への届出を義務づけ。
・届出義務となる働きかけは、再就職者が離職後2年間に行うもの(再就職者が自ら行った契約・処分に関する働きかけは時期を限定していない。)

再就職者による、離職前原則5年間に在籍した内部組織の職員に対する、契約事務等に関する職務上の働きかけを禁止(離職後2年間)

独立行政法人への規制に加え、金融事業者に対する国家公務員法で規制される行為と同様の行為が禁止

理事長への
届出

役職員が、在職中に営利企業等への再就職を約束した場合に、理事長に届け出ることを義務づけ。

在職中に再就職の約束をした場合に加え、管理職員が離職後2年間、営利企業等の再就職した場合に届出

在職中に再就職の約束をした場合に加え、役員及び管理職員が離職後2年間、金融事業者の再就職した場合に届出2

<参考> 運用専門職員の状況

第3回資金運用
部会提出資料

【前提】

- ・有期雇用契約(任期1年～3年(更新有り))
- ・報酬については年俸制
- ・特別手当は評価に応じて標準評価の支給額±50%の範囲で変動
(最低評価では支給なし)

平成29年4月1日現在

職務	投資戦略(市場分析等)に関する業務	運用リスク管理に関する業務	スチュワードシップ等に関する業務	委託資産の管理・運用に関する業務	オルタナティブ運用(不動産、PE・VC、インフラ)に関する業務
人数	3名	2名	2名	3名	6名
前職	証券会社等	コンサル、生保等	信託銀行等	投資顧問、証券会社等	銀行、生保、不動産等

<参考> 経営委員会の議決事項

●公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第114号)による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)(平成29年10月施行)

(経営委員会の権限)

第五条の三 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ 通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書の変更

ロ 通則法第三十条第一項に規定する中期計画(第二十条において「中期計画」という。)及び通則法第三十一条第一項に規定する年度計画の作成又は変更

ハ 通則法第三十二条第二項に規定する報告書の作成

ニ 通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他の会計に関する重要事項

ホ 通則法第四十九条に規定する規程の変更

ヘ 通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び通則法第五十条の十第二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更

ト 第二十三条第一項に規定する制裁規程の変更

チ 第二十六条第一項に規定する業務概況書及び同条第二項に規定する書類の作成

リ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして厚生労働省令で定める事項

ヌ 管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

ル 組織及び定員に関する重要事項(リ及びヌに掲げるものを除く。)

ヲ 厚生年金保険法第七十九条の五第一項に規定する積立金の資産の構成の目標及び同法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針の策定又は変更

ワ 厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する業務概況書の作成

カ イからワまでに掲げるもののほか、経営委員会が特に必要と認める事項

二 役員の職務の執行の監督

2・3 (略)

＜11月18日 衆議院厚生労働委員会＞

○橋本厚生労働副大臣

今回の改正案では、年金積立金の運用業務の透明性を高め、国民の信頼性の向上を図るため、法人の重要な方針を決定する経営委員会の議事録等の公表について、一定期間経過後に速やかに公表しなければならないこととしております。

具体的な期間につきましては、法案成立後に社会保障審議会で御議論いただいた上で省令で定めていくこととなりますが、これは、現在の運用委員会における取り組みやほかの法人での実例も参考にすると、経営委員会の議事要旨については会議後速やかに公表し、議事録について一定期間経過後に公表していくことが考えられているところでございます。

＜12月6日 参議院厚生労働委員会＞

○橋本厚生労働副大臣

これも御指摘のとおりですが、法人の具体的な投資行動や投資戦略に関わる情報については、その開示によって他の市場参加者に利用され、かえって被保険者の利益を損ねるおそれもあるということがあります。このため、これらの情報については、開示に当たって慎重な配慮も必要になるというふうに考えております。

ですから、例えば今年から取組を開始した保有銘柄の情報については、毎年度末の保有状況を一定期間経過後に公表を行うとともに、市場に与える影響を検証しつつこれを段階的に実施をしていくなどの配慮を行っているところでございまして、議事要旨と議事録の公表等についても、議事要旨については確認取れ次第公表しますが、議事録そのものについては一定期間を置く、こういうような配慮をしながら公表していると、こういうことでございます。

＜参考＞デリバティブ取引に関連する国会での質疑

第3回資金運用
部会提出資料

＜2月19日 衆議院予算委員会＞

○塩崎厚生労働大臣

釈迦に説法でありますけれども、デリバティブ取引というのはもともと株式とか債券の相場の変動に対するリスクを避けるためにあるわけございまして、これまでも実は、長期投資をしている生命保険会社なんかでもみんな使っているわけであります。

今までGPIFで使えていたデリバティブというのもあったわけでありましてけれども、今回見直しをしようということで、年金部会そしてまた自公の中で御議論いただいているスキームというのは、基本的には、新たなルールを定めた上で一部リスクヘッジのためだけに設けようということで、これは為替先物取引とかあるいは株価指数先物取引などを導入するわけでありましてけれども、そのためにもルールを事前に設定して、利用のタイミングとか利用の額とか、あるいはリスク量を適切に測定、管理する体制を整備しないといけないとか、新設予定の合議体への報告を義務づけるとか、そういうことを全てルールを事前に設定した上で、特に投機目的のためのデリバティブは行わないということを明確にしてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

＜参考＞デリバティブ取引に関連する国会での質疑

第3回資金運用
部会提出資料

＜12月8日 参議院厚生労働委員会＞

○鈴木年金局長 ただいま御指摘いただきましたデリバティブ取引でございますけれども、今回の改正案では、このデリバティブ取引につきまして、積立金の運用をより安全かつ効率的に行うという観点から、現在でも一定のデリバティブ取引が認められているわけでございますけれども、それに加えて、リスク管理のために、ほかの金融機関で一般的に活用されているデリバティブ取引を追加して認める、そういったことで、社会保障審議会年金部会でもしっかり議論していただいた上で今回の改正案に追加しているわけでございます。

そこで、具体的にどのようなリスク管理のためのデリバティブ取引かといえますと、現在想定しておりますのは、年金部会でも具体的に御議論をいただきましたけれども、例えば為替先物取引ということで、現在、地政学的なリスクの高まりなどによりまして一部の通貨の変動が極めて大きいという状況にございますので、こうした為替変動のリスクを抑制するためにこの為替先物取引を使えるようにする、リスク管理の一環でございます。あるいは、株式の保有割合をリバランスで下げるような必要が生じる、こういった状況もございますけれども、そのときに、例えば現物の株式を一斉に売却をするということになりますと流動性が低い銘柄を中心に株価が急落してしまう、これはこの委員会でも度々御懸念ありましたけれども、そういったことを防ぐために例えば株価指数先物取引を実施するということで、あくまでリスク管理のための取引でございます。

こういう観点につきまして、今先生御指摘ございましたGPIF法の中でも、実は法律上、運用による損失の危険の管理を目的として行うものに限るということはしっかりと明記をさせていただいておりますので、その上で、今投機的というようなことをおっしゃいましたけれども、そういった御懸念は当たらないものと思っております。

また一方で、政令で追加できるではないかという御指摘もいただいたところでございますけれども、基本的には、運用につきまして様々な高度化、多様化がある中でございます。日々様々な運用方法が開発されて普及しているところでございますので、この点についても年金部会で御議論をいただきまして、安全で効率的な運用を行う上で必要な運用方法が適切に利用できるように、審議会の審議を前提に、下位法令への委任を検討すべきだというのが審議会の専門家の方々の御意見でございまして、これも年金積立金、大事な資金を安全かつ効率的に運用していく上での工夫の一環でございますので、そうした恣意的な利用あるいは投機的な利用につながらないように法律上しっかり目的を書いた上で、しかし市場に合わせて機動的にできるようにという工夫で入れた仕組みでございます。